

2026 年 9 月 11 日

お客様 各位

碧海信用金庫

電子契約サービス利用規約の改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、碧海信用金庫では、電子契約サービスの機能向上、セキュリティ強化ならびに規約の明確化を図るため、表記の規約を改定いたします。

また、民法 548 条の 2 の趣旨に基づき、本規約を定型約款といたしますので、お知らせいたします。今後もお客様に安心して電子契約サービスをご利用いただけるよう、管理体制強化やサービス改善に引き続き努めてまいります。

記

1. 改定日

2026 年 12 月 1 日（火）

2. 改定する規約

電子契約サービス利用規約

※改定日前にご契約いただいたお客様も、改定日以降は改定後の規約が適用されますので、あらかじめご了承ください。

3. 主な改定内容

- ・書類提出機能の追加
- ・ご利用対象者の拡大（個人のお客様に加え、法人のお客様も対象）
- ・セキュリティ対策の強化
- ・その他用語および表記の統一・明確化

※改定内容は新旧対照表をご参照ください。

4. 掲載箇所

各種規定集（当金庫ホームページ内）

ホームページアドレス：<https://www.hekishin.jp/kitei/>

なお、掲載した定型約款の変更を行う場合は、その変更が契約者さまの一般の利益に適合し、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等、その変更が合理的なものであるときについて、法令の定めに従ってお知らせいたします。

以 上

電子契約サービス利用規約　【新旧対照表】 （下線部が改定箇所）			
条項	改定版	現行	改定理由
第一章 総則	第一章（総則）	第一章 総則	表記の統一
1. 本規約の目的	・電子契約サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）は、電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）を利用する際に遵守していただく事項、および電子署名による契約の締結、決算書等を電磁的方法で提出するために必要な事項を定めたものです。 ・お客様が本サービスを利用する場合には、本規約の内容を確認のうえ、その各条項が適用されることに同意し、本サービスを利用するものとします。なお、各個別取引については、各契約条項等に従ってください。	株式会社情報企画が提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、碧海信用金庫（以下「金庫」といいます）とお客様の間で、電子署名により契約を締結するサービスです。電子契約サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、本サービスを利用する際に遵守していただく事項、および電子契約を締結するために必要な事項を定めたものです。 お客様が本サービスを利用する場合には、 <u>本規約を遵守してください</u> 。なお、各個別取引については、各契約条項等に従ってください。	①書類提出機能の追加に伴う目的の拡張 ②サービス提供主体の明確化（株式会社情報企画の記載削除、当金庫主体へ変更） ③お客様の同意の明確化
2. 定義	(1)電子契約 書面への署名、押印に代えて本サービスの電子署名により契約を締結することをいいます。 (2)お客様 本サービスの提供機能を利用して電子契約を行う者（個人または法人）をいい、契約成立後の契約者、署名者を含みます。	①電子契約 書面への <u>記名</u> 、押印に替えて本サービスの電子署名により契約を締結することをいいます。 ②お客様 本サービスの提供機能を利用し、電子契約を行う者（ <u>個人</u> ）をいいます。	①用語の適正化（記名→署名） ②お客様の範囲拡大（個人のみ→個人または法人） ③契約成立後の法律関係の明確化 ④番号表記の統一（①②→(1)(2)）
3. 本サービスの提供機能	(1)電子契約サービスとは、碧海信用金庫（以下、「当金庫」といいます）とお客様の間で、電子署名による契約締結や契約内容の確認・閲覧等（以下、「 <u>閲覧等</u> 」といいます）および決算書等を電磁的方法で提出（以下、「 <u>書類提出機能</u> 」といいます）を行うサービスです。 (2)本サービスは、セコムトラストシステムズ株式会社（以下、「セコム」といいます）が提供する「セコムあんしんエコ文書サービス」（以下、「システム」といいます）を利用して提供されます。 (3)本サービスは、署名用電子証明書の発行、失効手続を行う機能、電子署名とタイムスタンプを付与する機能、電子署名済み文書を保管する機能などから構成されます。 <u>電子契約書などの保管データおよび電子契約に利用する署名用電子証明書並びに秘密鍵は、システムを通じてセコムのデータセンターで安全に保管されます。また、お客様と本サービスおよび当金庫と本サービスとの間の通信は、すべて暗号化された安全なものとなります。</u> なお、本サービスは、各段階において二要素認証を実施することにより、お客様のみが所有する認証要素（ユーザーID・パスワード、ショートメールで通知されるワンタイムパスワード、電子署名時の署名用 PIN コード）の適切な組み合わせがないと利用できないよう厳格に管理されています。	本サービスは、セコムトラストシステムズ株式会社のセコムあんしんエコ文書サービスと API 連携することにより提供されます。 本サービスは署名用電子証明書の発行、失効手続を行なう機能、電子署名とタイムスタンプを付与する機能、電子署名済み文書を保管、参照する機能などから構成されます。 電子契約書などの保管データ、及び電子契約に利用する署名用電子証明書および秘密鍵は、セコムのデータセンターで安全に保管されます。お客様と本サービス及び金庫と本サービスとの間の通信は、すべて暗号化された安全なものとなります。 なお、署名用電子証明書の秘密鍵は、二要素認証により利用可能となり、お客様のみが所有するログインに必要な要素（お客様に通知されるワンタイムパスワード）及び署名用電子証明書の秘密鍵に紐付いた暗証コードがないと利用できないよう厳格に管理されています。	①サービス定義の追加（電子契約に加え書類提出機能を明記） ②システム連携方式の明確化 ③用語の統一（及び→および、金庫→当金庫） ④項番号の追加による構造の明確化 ⑤技術的詳細説明の簡潔化
第二章 電子契約の締結	第二章 電子契約の締結	第二章 電子契約の締結	—
4. 電子契約の実施	(1)お客様から取引申込を受けた当金庫は、その内容を精査したうえで承諾する場合、電子契約による契約書を作成し本サービスに登録を行います。 (2)契約書が本サービスに登録されたときは、本サービスから電子メールでお客様にその旨が通知されます。 (3)お客様は、本サービスにログインし、契約書の内容を確認のうえ、電子署名をしてください。 (4)当金庫は、お客様による電子署名が有効になされたことを確認いたします。 (5)契約に訂正、取下げ、取消などが発生した場合は、 <u>当金庫所定の手続に従うもの</u> とします。 (6)本サービスで使用する署名用電子証明書は、セコムが運営する発行局が発行します。	【新規追加】	①実務フローに即した条項配置への変更（旧 14 条から移動） ②契約変更時の手続規定の追加 ③証明書発行主体の明記（旧 4 条(4)から移動）
【削除】	【削除：旧 4 条の内容】	4. 本サービスを利用した電子契約の締結 (1)お客様は本サービスを利用し、契約書電子ファイルに記載された契約条件に同意した上で、同ファイルに対し電子署名を行うことにより、電子契約を成立させます。 (2)お客様と金庫の電子契約の締結行為は、本規約を承認のうえ、本規約に従い、本サービスを利用して行うものとします。 (3)本サービスの利用にあたっては、本規約を承認し、利用申込みを行った上で、金庫の承諾のもとで利用するものとします。 (4)本サービスで使用する署名用電子証明書は、セコムが運営する発行局より発行されます。	条項の再編成により他条項へ統合・移動（内容は新 4 条、5 条、10 条等に反映）
5. お客様の意思に基づく契約	(1)当金庫は、お客様が本サービスを利用して電子契約を行った場合には、本サービスを適切に利用して電子契約が締結されたものとして処理します。 (2)お客様による本サービスの利用は、本人の意思による利用行為として処理いたします。 (3)お客様の秘密鍵を使って本規約通りに電子署名が行われた場合には、いかなる場合でも <u>当金庫</u> は、お客様が電子署名を行ったものとみなします。	(1)金庫は、お客様が本サービスを利用して電子契約を行った場合には、本サービスを適切に利用して電子契約が締結されたものとして処理します。 (2)お客様による本サービスの利用は、本人の意思による利用行為として処理いたします。 (3)お客様の秘密鍵を使って規定どおりに電子署名が行なわれた場合には、いかなる場合でも <u>金庫</u> は、お客様が電子署名を行ったものとみなします。	①用語の統一（金庫→当金庫、規定どおり→本規約通り、行なわ→行われ） ②表記の適正化
6. 契約の効力	(1)契約に必要な電子署名がなされた場合には、その署名の完了をもって契約の成立とします。 (2)お客様は、成立した電子契約による契約は、従来の紙の契約書による契約と同等の法的効果を持ち、 <u>履行義務</u> その他の効力において、従来の契約と差が無いことを承諾します。 (3)本サービスが終了し、または署名用電子証明書が失効した場合でも、署名用電子証明書が有効である間に本サービスを利用して締結された電子署名による契約は影響を受けることはありません。	(1)契約に必要な電子署名がなされた場合には、その署名の完了をもって契約の成立とします。 (2)お客様は、成立した電子契約による契約は、従来の紙の契約書による契約と同等の法的効果を持ち、 <u>利用義務</u> その他の効力において、従来の契約と差が無いことを承諾します。 (3)本サービスが終了し、または署名用電子証明書が失効した場合でも、署名用電子証明書が有効である間に本サービスを利用して締結された電子署名による契約は影響を受けることはありません。	用語の適正化（利用義務→履行義務）
第三章 お客様の義務および責任	第三章 お客様の義務および責任	第三章 お客様の義務及び責任	表記の統一（及び→および）
7. お客様の義務	(1) お客様は、本サービスを利用するに際して、以下の義務があることを承認します。 ①本サービスを利用する場合は、「 <u>電子契約サービス利用申込書兼同意書</u> 」（以下、「利用申込書」といいます）に必要事項を記載の上、当金庫に届け出るものとします。 ②お客様は、利用申込書に記載した内容に変更があった場合は、直ちに当金庫に対して、変更の届出を行うものとします。 ③お客様は、利用申込書に記載した内容に誤りがある場合は、正確な情報を当金庫に届け出るものとします。 ④お客様は、パスワード等（ユーザーID、パスワード、署名用 PIN コード、ワンタイムパスワード）や署名用電子証明書その他の関係データを、適正、厳格に管理し、権限のない他人に利用されないようにしなければなりません。 ⑤お客様は、パスワード等が第三者に漏えいし、または漏えいした可能性がある場合、または電子署名者権限の喪失（退職、解任等）が生じた場合は、直ちに当金庫に対して届け出るものとします。お客様からの届出を受けて、 <u>当金庫所定の方法により、当該署名用電子証明書の失効手続を行います。</u> ⑥お客様は、本サービスにおける電子契約手続などが確実に遂行されるように、環境整備を行い、端末（端末とは、本サービスを使用するスマートフォン、その他本サービスが対応する電子装置を意味します。）のメンテナンスなど	(1) お客様は、本サービスを利用するに際して、以下の義務があることを承認します。 ①本サービスを利用する場合は、「電子契約サービス利用申込書兼同意書」に必要事項を記載の上、 <u>金庫</u> に届け出るものとします。 ②お客様は、金庫に対して、真正な情報提供を行います。金庫に届け出た情報に誤りが判明した場合には直ちに変更後の情報を金庫に届け出るものとします。 ③お客様は、ID、パスワード、暗証コード、ワンタイムパスワードや署名用電子証明書その他の関係データを、適性、厳格に管理し、権限のない他人に利用されないようにしなければなりません。 ④お客様は、「電子契約サービス利用申込書兼同意書」に記載した内容に変更があった場合には、直ちに金庫に対して、変更の届出を行わなければなりません。 ⑤お客様のID、パスワード、暗証コードが第三者に漏えいし、もしくは漏えいした可能性がある場合、署名用電子証明書の失効手続をする必要がありますので、速やかに金庫までその旨届け出てください。お客様からの届出を受けて、金庫において、当該署名用電子証明書の失効手続を行います。 ⑥お客様は、本サービスにおける電子契約手続などが確実に遂行されるように、環境整備を行い、 <u>端末</u> のメンテナンスなどを行うものとします。	①用語の統一（金庫→当金庫、暗証コード→署名用 PIN コード、適性→適正） ②「利用申込書」の略称定義 ③パスワード等の定義の明確化 ④新 2 号・3 号の整理統合と明確化 ⑤旧②号「真正な情報提供」を新 3 号「正確な情報」へ簡潔化 ⑥新 5 号に電子署名者権限喪失（退職、解任等）の場合を追加 ⑦新 6 号に端末の定義を追加 ⑧新 7 号としてセキュリティ対策義務を新設 ⑨第 8 号にメールアドレス等変更時のみなし送達の条項を新設

	を行うものとしします。 ⑦お客様は、端末へのセキュリティソフトの導入等セキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。 ⑧お客様が本サービスに登録したメールアドレスまたはショートメール用電話番号を変更した場合に、変更の届出を行わなかったときは、当金庫が従前のメールアドレス等に宛てて発信した通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、お客様において当該メールアドレス等を受信できなかったことにつき、やむを得ない事由があるときはこの限りではありません。 (2)第 1 項各号の義務を遵守しなかったことにより発生した一切の不利益についてはお客様がその責任を負い、当金庫は責任を負わないことを、お客様は承諾するものとします。		⑩(2)項の誤記修正（責任が負い→責任を負い）
8. 利用環境の整備	(1)本サービスにおいて、お客様の電子署名は、お客様が準備した端末を使用するものとします。お客様は、当該端末を自己の負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。なお、本サービスの利用においては、「23.本サービスの動作環境」に記載の動作環境を準備する必要があります。 (2)本サービスを利用する場合、端末がインターネット等の通信経路に接続されている必要があります。お客様は、お客様の負担および責任においてインターネット等が利用できる環境を整えるものとします。ただし、当金庫所定の環境やインターネット等の環境が備わっていても、お客様固有の設定がなされている場合等の事情により、端末が適切に作動しないことがあります。 (3)本サービスは原則として日本国内でのみ利用できるものとします。本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情について、お客様の責任で事前に確認するものとしますが、本サービスを適切に利用できないことがあります。 (4)本サービスの利用時間は、当金庫所定の時間内とします。詳しくは、<u>当金庫</u>までお問い合わせください。この利用時間は、事前に通知することなく変更する場合があります。 (5)天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部が接続できなくなり、本サービスが提供できなくなる場合があることを、お客様は<u>承諾</u>するものとします。 (6)お客様が端末にダウンロードした電子署名済みのファイルは、当該ファイルに付されたタイムスタンプの有効期間内でのみ、当該ファイルの存在および内容の真正性が担保されます。 (7)本サービスのタイムスタンプに利用する暗号技術は、電子政府推奨暗号リストを採用しており、タイムスタンプの有効期間も当該電子政府推奨暗号リストを参考に設定しています。ただし、暗号技術の脆弱化によってタイムスタンプの有効期間が予め設定した期間よりも短くなる可能性があることを、お客様は<u>承諾</u>するものとします。 (8)前各項の事情が生じたことにより、お客様に損害が生じたとしても、お客様は<u>当金庫</u>に何ら責任を求めないものとします。	(2)前項各号の義務を遵守しなかったことにより発生した一切の不利益についてはお客様がその責任が負い、<u>金庫</u>は責任を負わないことを、お客様は承諾するものとします。 (1)本サービスの使用端末 本サービスに使用する端末は、<u>お客様の負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします</u>。本サービスの利用においては、<u>別紙</u>記載の動作環境を準備する必要があります。 (2)インターネット等の環境 本サービスを利用する場合、端末がインターネット等の通信経路に接続されている必要があります。お客様は、お客様の負担および責任においてインターネット等が利用できる環境を整えるものとします。ただし、<u>金庫</u>所定の環境やインターネット等の環境が備わっていても、お客様固有の設定がなされている場合等の事情により、端末が適切に作動しないことがあります。 (3)利用可能な取引の範囲 本サービスは日本国内でのみ利用できるものとします。 (4)本サービスの利用時間 本サービスの利用時間は、<u>金庫</u>所定の時間内とします。詳しくは、<u>金庫</u>までお問い合わせ下さい。この利用時間は、事前に通知することなく変更する場合があります。 (5)天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部が接続できなくなり、本サービスが提供できなくなる場合があることを、お客様は<u>予め了承</u>するものとします。 (6)お客様が端末にダウンロードした電子署名済みのファイルは、当該ファイルに付されたタイムスタンプの有効期間内でのみ、当該ファイルの存在および内容の真正性が担保されます。 (7)本サービスのタイムスタンプに利用する暗号技術は、電子政府推奨暗号リストを採用しており、タイムスタンプの有効期間も当該電子政府推奨暗号リストを参考に設定しています。ただし、暗号技術の脆弱化によってタイムスタンプの有効期間が予め設定した期間よりも短くなる可能性があることを、お客様は<u>予め了承</u>するものとします。 (8)上記(1)から(7)の事情が生じたことにより、お客様に損害が生じたとしても、お客様は<u>金庫</u>に何ら責任を求めないものとします。	①各項の小見出し削除（条文の簡潔化） ②用語の統一（金庫→当金庫、予め了承→承諾、お問い合わせ下さい→お問い合わせください） ③(1)電子署名の実施方法の明確化を追記 ④(1)動作環境の参照先を具体化（別紙→23 条） ⑤(3)海外利用時の注意事項を追加 ⑥(8)参照範囲の表記統一（上記(1)から(7)→前各項）
9. 本サービスのシステム制限	9. 本サービスのシステム制限 (1)当金庫は、本サービスの提供に際し、適切に管理措置を講じるものとします。 (2)お客様の端末およびインターネットが正常に稼動する環境については、お客様の負担および責任において確保してください。<u>当金庫</u>は、お客様の<u>端末およびインターネット</u>が正常に稼動することについて保証するものではありません。 (3)本サービスとお客様との通信は、お客様のシステム環境およびインターネットの混雑状況等により大幅に時間を要する可能性があることを、お客様は承諾するものとします。 (4)お客様から送信されたデータの処理にあたり、本サービスの提供に著しい影響を及ぼす可能性がある<u>と当金庫が判断した場合、当金庫</u>は、一時的に処理を停止または処理速度を落として処理することがあることを、お客様は<u>承諾</u>するものとします。	9. システム制限 (1)金庫は、本サービスの提供に際し、適切な安全に管理措置を講じるものとします。 (2)端末およびインターネットが正常に稼動する環境についてはお客様の負担および責任において確保してください。<u>金庫</u>は、お客様の端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。 (3)本サービスとお客様との間の通信は、お客様のシステム環境およびインターネットの混雑状況等により大幅に時間を要する可能性があることを、お客様は<u>予め了承</u>するものとします。 (4)お客様から送信されるデータの処理にあたり、本サービスの提供に著しい影響を及ぼす可能性がある<u>と金庫が判断した場合、金庫</u>は、一時的に処理を停止または処理速度を落として処理することがあることを、お客様は<u>予め了承</u>するものとします。	①条項名変更（システム制限→本サービスのシステム制限） ②用語の統一（金庫→当金庫、予め了承→承諾） ③(1)文章の適正化（「適切な安全に」→「適切に」） ④(2)保証範囲の明確化（端末のみ→端末およびインターネット） ⑤(3)表記の簡潔化（間の通信→通信） ⑥(4)時刻の統一（送信される→送信された、予め了承→承諾）
第四章 本サービスの利用申込み	第四章 本サービスの利用申込み	第四章 本サービスの利用申込み	—
10. 利用申込み	(1)お客様は、本サービスを利用しようとする場合、本規約に同意のうえ、「利用申込書」にご本人が確認できる書類を添えて当金庫に提出し、申込みするものとします。また、かかる申込みと同時に、次の各号に定める事項を当金庫に届け出ていただきます。 ①電子契約システム上に表示された契約書等に電子署名することにより、当金庫に対し契約を締結することができる権限を有する者の氏名、住所並びにメールアドレスおよび SMS が利用可能な電話番号（以下、「ショートメール用電話番号」といいます） ②その他当金庫所定の届け出事項 (2)当金庫は、本サービスの利用申込を承諾する場合は、お客様ごとに発行されるユーザー ID、パスワード並びにメールアドレスおよびショートメール用電話番号を登録するためのウェブページの URL が記載された書面を交付します。お客様が当該ウェブページにアクセスし、メールアドレスおよびショートメール用電話番号等を登録後、当金庫が承諾（以下「ユーザー登録完了」といいます）時点から本規約が適用されるものとします。ユーザー登録完了した場合、お客様が届け出たメールアドレス宛に電子メールを送信します。 (3)お客様が提出する利用申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて利用申込書の提出を要するものとします。この場合、当金庫は、既に提出された記載に不備がある利用申込書を返送・廃棄等により処分できるものとします。また、本サービスの利用申込に際して不足書類がある場合には、当金庫から別途提出をお願いすることがあります。書類の提出がない場合には本サービスは利用できません。 (4)本サービスの利用申込時に提出する「電子契約サービス利用申込書兼同意書」に押印された実印または使用する旨届け出られた印章による印影が付された書類については、お客様本人の意思を表示したものとみなされるものとします。 (5)本サービスへの登録に際し、電子契約システム上の制約（文字種、文字制限等）により、運転免許証や在留カード等の公的書類通りに氏名等の登録ができない場合、お客様は、代替文字（常用漢字・新字体等）での登録や氏名の一部省略（ミドルネームの省略等）に同意するものとします。 (6)前項に基づき登録された内容（以下、「登録氏名等」といいます）をもって、本サービスにおけるお客様の氏名として有効に取り扱うものとし、お客様は登録氏名等により発行された署名用電子証明書の有効性について異議を述べないものとします。	(1)本サービスを利用しようとするお客様は、「電子契約サービス利用申込書兼同意書」に必要事項を記載の上、<u>金庫に提出してください</u>。 (2)「電子契約サービス利用申込書兼同意書」には、本サービスの利用に必要な事項を正確に記載してください。<u>虚偽、誤記載などがある場合には本サービスを利用できないことがあります</u>。 (3)利用申込みに際して、不足書類がある場合には、金庫から別途提出をお願いすることがあります。書類の提出がない場合には本サービスは利用できません。 (4)金庫は、お客様が本サービスを利用する環境があること、本サービスを利用して電子契約を締結することが可能であることなどを検討したうえで、お客様が利用可能であると金庫が判断した場合、<u>金庫はお客様の情報を本サービスに登録します</u>。	①申込手続の全面的な見直し ②本規約への同意を明示 ③本人確認書類の添付を明記 ④届出事項の具体化（電子署名権限者の情報、ショートメール用電話番号等） ⑤ユーザー登録プロセスの詳細化（ウェブページでの登録、ユーザー登録完了の定義） ⑥規約適用開始時点の明確化 ⑦申込書不備時の取扱いを明確化（返送・廃棄の規定追加） ⑧新(4)押印の効力に関する規定を追加 ⑨新(5)(6)システム制約による氏名登録の特例規定を新設 ⑩旧(2)虚偽記載の規定は新(3)に統合 ⑪旧(4)金庫の審査・登録に関する規定は新(2)のユーザー登録完了プロセスに統合 ⑫用語の統一（金庫→当金庫）
11. 電子証明書	(1)お客様は、電子証明書の発行を当金庫に委託し、当金庫を介して申請するものとします。	【新規追加】	①電子証明書に関する条項を新設

	(2)お客様は、当金庫と電子証明書の発行機関であるセコムとの間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲でお客様の個人情報が相互に提供・利用されることに承諾するものとします。 (3)お客様は、下記の電子契約書ポリシーの諸条件を承諾し、許可された用途にのみ電子証明書を使用できるものとします。 ＜セコムパスポート for Member 2.0 PUB 電子証明書ポリシー＞ https://repol.secomtrust.net/spcpp/pfm20pub/PfM20PUB-CP.pdf ＜SECOM パブリックトラスト証明書ポリシー/認証運用規程＞ https://repol.secomtrust.net/spcpp/publicly-trusted-cpcps/		②発行申請方法の明確化（当金庫を介して申請） ③個人情報の提供・利用に関する同意の明記 ④セコムの電子証明書ポリシーへの同意を明記 ⑤ポリシーの URL 明示による透明性確保
【削除】	【削除：旧 11 条の内容】	11. 署名用電子証明書の発行および取得 (1)お客様は、本サービスにアクセスし、電子契約の締結に必要な署名用電子証明書の発行を申請して下さい。 (2)発行局は、申請に対し、お客様用の署名用電子証明書および秘密鍵を生成し、発行します。 (3)署名用電子証明書および秘密鍵は本サービスの電子証明書格納領域に保管されます。 (4)お客様は、署名用電子証明書の発行を受け、直ちに、金庫所定のルールに従い、自ら選定した内容の暗証コードを設定してください。暗証コードの設定をもって署名用電子証明書（一対となる秘密鍵）の受領確認がされたものとみなします。	システム変更により証明書発行プロセスを明確化するため、旧条文を削除し新 11 条に再構成（発行・取得の詳細は実務運用に委ねる形に簡素化）
【削除】	【削除：旧 12 条の内容】	12. 署名用電子証明書および暗証コードの使用、保管管理 (1)お客様は、本サービスにおける I D、パスワード、お客様専用ログインURL およびお客様が変更設定した暗証コードを、お客様の責任において、お客様以外の者に利用されないように安全、厳格に管理するものとします。	内容が第 7 条 4 号（パスワード等の管理義務）に統合されたため削除
12. 本人確認手続	12. 本人確認および電子契約手続 お客様が電子契約を締結しようとする場合には、本サービスは、以下の手順に従って本人確認および電子契約手続を行います。 (1)電子契約システム上において、お客様専用のログイン URL を確認します。 (2)電子契約システム内で署名者のメールアドレス、ショートメール用電話番号の登録を行います。 (3)メールアドレスの確認後、お客様が登録したショートメール用電話番号宛に本人認証用のワンタイムパスワードが通知されます。お客様は通知されたワンタイムパスワードを画面入力します。電子契約システムは、通知されたワンタイムパスワードと入力されたワンタイムパスワードが一致することを確認します。 (4)電子契約システム上において、お客様が本サービスのログイン画面に入力するユーザーID、パスワードを正式登録します。 (5)(4)の登録が完了し当金庫が内容確認後ユーザー登録完了となり、電子メールでユーザー登録完了通知が届きます。メール内のログイン URL から本サービスにアクセスし、ユーザーID、パスワードを入力してログインすると、認証用のワンタイムパスワードがショートメール用電話番号宛に通知されますので、ワンタイムパスワードを入力します。これにより、電子契約システムは登録した本サービス登録時のユーザーID、パスワードと照合し、一致することを確認します。 (6)本サービスにログイン後、契約書等を確認のうえ同意すると、電子署名のためお客様が登録したショートメール用電話番号宛に認証用のワンタイムパスワードが通知されます。お客様は通知された電子署名用の認証コードを画面入力します。電子契約システムは、通知された認証コードと入力された認証コードが一致すると電子契約の締結となります。	13. 本人確認手続 お客様が電子契約を締結しようとする場合には、本サービスは、以下の手順に従って本人確認を行います。 ①システム上において、お客様専用のログインURL を確認します。 ②システム上において、お客様が本サービスにログイン画面にお客様が入力する I D、パスワードを、本サービス登録の I D、パスワードと照合し、一致することを確認します。 ③お客様が申請したメールアドレス宛にワンタイムパスワードが通知されます。お客様は通知されたワンタイムパスワードを画面入力します。システムは、通知されたワンタイムパスワードと入力されたワンタイムパスワードが一致することを確認します。 ④システム上において、お客様が本サービスに入力する署名用電子証明書の暗証コードを、登録された署名用電子証明書の暗証コードと照合して一致することを確認します。	①条項番繰り上げ（13→12） ②番号表記の統一（①②③④→(1)(2)(3)(4)(5)） ③用語の統一（システム→電子契約システム、 I D→ユーザーID、暗証コード→署名用 PIN コード） ④本人確認手続の記載変更（ワンタイムパスワードのメール送信→署名用 PIN コードのショートメール送信） ⑤手順の簡潔化と明確化 ⑥旧③④の認証を新(3)(4)(5)のショートメールによる署名用 PIN コード認証に変更
【削除】	【削除：旧 14 条の内容】	14. 電子契約の実施 (1) お客様から取引申込みを受けた金庫は、その内容を審査したうえで承諾する場合、電子契約による契約書を作成し、本サービスに登録し電子署名を行います。 (2)契約書が本サービスに登録されたときは、本サービスから、電子メールにて、お客様にその旨が通知されます。 (3)お客様は、本サービスにログインし、契約書の内容を確認のうえ、電子署名をしてください。 (4)金庫は、お客様による電子署名が有効になされたことを確認いたします。	新 4 条「電子契約の実施」に移動・統合されたため削除
13. 電子契約の保管、確認等	13. 電子契約の保管、確認等 (1)電子契約による契約書は、本サービス内に安全に格納、保管されます。電子署名の有効性を長期にわたり確認できるようにするために、お客様が付した電子署名に加え、当金庫の電子署名およびタイムスタンプが付され保管されます。本サービスでは保管された署名済みの契約書ファイルにタイムスタンプの有効期限切れの前に、自動で新しいタイムスタンプを追加し有効性の延長を行います。 (2)当該電子契約の契約書の原本は、本サービスに保管された電子署名、タイムスタンプの付されたデータとします。当該原本データは、契約の締結後に関連法令（電子帳簿保存法等）に基づき電子契約システム内で保管されるものとします。 (3)お客様は、いつでも成立した契約書を閲覧し、契約書の複製をダウンロードすることができます（ただし、ユーザーID、パスワードが無効化した場合は当金庫所定の手続に従うものとします）。お客様により契約書がダウンロードされた場合でも当該ダウンロードされた契約書は副本になり、原本は、本サービスに保存されているオリジナルデータそのものであることとします。	15. 電子契約の保管、確認等 (1)電子契約による契約書は、本サービス内に安全に格納、保管されます。電子署名の有効性を長期にわたり確認できるようにするために、お客様が付した電子署名に加え、タイムスタンプが付され保管されます。本サービスでは保管された署名済みの契約書ファイルにタイムスタンプの有効期限切れの前に、自動で新しいタイムスタンプを追加し有効性の延長を行います。 (2)当該電子契約の契約書の原本は、本サービスに保管された電子署名、タイムスタンプの付されたデータとします。当該原本データは、契約の締結後は契約約款および関連法令（電子帳簿保存法等）に基づき保管されるものとします。	①条項番繰り上げ（15→13） ②(1)当金庫の電子署名も付与されることを明記 ③(2)保管方法の明確化（電子契約システム内での保管を明記） ④(2)「契約約款」の記載削除（関連法令のみに簡素化） ⑤新(3)契約書の閲覧・ダウンロードに関する規定を追加 ⑥新(3)原本と副本の関係を明確化
14. 署名用電子証明書失効手続および証明書の再発行	(1)お客様のユーザーID、パスワード、署名用 PIN コード等が第三者に漏えいし、もしくは漏えいした可能性がある場合、お客様は、速やかに当金庫までその旨届け出てください。お客様からの届出を受けて、当金庫において、当該署名用電子証明書の失効手続を行います。 (2)前項の届出は、当金庫所定の書類を当金庫の窓口に提出する方法によることを原則としますが、電話での届出も可能とします。 (3) お客様が本サービスを利用しなくなった場合には、当金庫まで届け出てください。当金庫においてお客様のユーザーID を削除する手続を行います。 (4)前各項による署名用電子証明書の再発行は、新たに利用申込書をご提出ください。	(1)お客様の I D、パスワード、暗証コードが第三者に漏えいし、もしくは漏えいした可能性がある場合、お客様は、速やかに金庫までその旨届け出てください。お客様からの届出を受けて、金庫において、当該署名用電子証明書の失効手続を行います。 (2)前項の届出は、金庫所定の書類を金庫の窓口に提出する方法によることを原則としますが、電話での届出も可能とします。 (3)提出いただいた「電子契約サービス利用申込書兼同意書」において届出いただいたお客様の法人名称、氏名または電子メールアドレスに変更がある場合には、金庫までお申し出ください。金庫においてお客様のユーザ ID を削除いたします。お客様には、新たに「電子契約サービス利用申込書兼同意書」をご提出いただき、署名用電子証明書の発行手続を行ってください。	①条項番繰り上げ（16→14） ②用語の統一（金庫→当金庫、 I D→ユーザーID、暗証コード→署名用 PIN コード） ③(1)対象に「署名用 PIN コード等」を明記 ④(3)内容の簡素化（利用終了時の手続のみに集約） ⑤（3）変更時の再発行手続を削除。失効・削除後の再発行時の手続を別途（4）に記載）
第五章 書類提出機能	第五章 書類提出機能	【新規追加】	書類提出機能に関する章を新設
15. 書類提出機能	15. 書類提出機能 (1)お客様は、書類提出機能を利用して、当金庫に対し決算書の PDF 等の電子データ（以下、「提出データ」といいま	【新規追加】	①書類提出機能に関する条項を新設 ②電子データでの書類提出方法の明確化

	す)を提出できるものとします。なお、当金庫がこれらのデータの原本提出を求めた場合には、お客様は速やかに応じるものとします。 (2)お客様は、提出データが確定申告書等の原本と同一であることを保証するものとします。 (3)お客様は、提出データが低解像度や破損等により当金庫が読み取れない事象が発生した場合、再提出を求めることがあることを承諾し、これに速やかに応じるものとします。 (4)当金庫は、提出データを以下の目的で利用します。 ①融資、その他取引の審査および事後管理のため ②適切な金融サービス、商品等のご提案のため ③その他、当金庫の個人情報保護宣言に定める利用目的の範囲内 (5)当金庫は、法令に基づく場合を除き、利用者の同意なく第三者にデータを提供しないものとします。 (6)お客様は、当金庫が提出されたデータの返還・返却を行わないことについて承諾します。 (7)書類提出機能は、本サービス利用者全員が利用可能であり、実際の利用の要否はお客様が判断するものとします。また、原則として本機能だけの解約はできないものとします。 (8)お客様は、当金庫からの決算書等の提出依頼に関する電子メールが、本サービスに利用登録したメールアドレス宛に送信されることに承諾します。		③提出データの真正性保証義務の規定 ④データ利用目的の明示 ⑤個人情報保護に関する規定 ⑥データ返却不要の合意 ⑦機能の利用形態の明確化 ⑧提出依頼の通知方法の規定
16. <u>代理人による書類提出</u>	16. 代理人による書類提出 (1)お客様は、指定した代理人に決算書の PDF 等の電子データの代理提出を依頼することができます。ただし、電子署名(契約締結)の権限を代理人に委譲することはできません。 (2)代理提出を行う場合、お客様は本サービスの電子契約システム上で、代理人登録を行うものとします。なお、代理人の変更や廃止等の管理については、お客様が電子契約システム上の代理人登録により管理するものとします。 (3)代理人がお客様に代わって代理提出を行う場合、本規約はすべての当該代理人に準用されるものとし、代理人が本サービスを利用したことをもって、代理人は本規約について同意したものとみなします。 (4)当金庫は、代理人から受領した提出データについて、お客様が代理提出を委任した否かにかかわらず、お客様の委任に基づき代理提出されたものとして取り扱います。 (5)代理人は、お客様が代理人登録時に指定したメールアドレス宛に書類提出に関する依頼が電子メールで送信されることについて承諾します。 (6)代理人が本規約の違反および義務を履行しなかった場合、お客様は代理人と連帯して責任を負うことを承諾します。	【新規追加】	①代理人による書類提出に関する条項を新設 ②代理提出の範囲の限定(契約締結権限は委譲不可) ③代理人登録方法の明確化 ④代理人への本規約の準用 ⑤代理提出の効果の明確化(表見代理的な取扱い) ⑥代理人への通知方法の規定 ⑦連帯責任の規定
第六章 諸規約	第六章 諸規約	【新規追加】	本サービスに関する諸規約として章を新設
17. <u>口座振替</u>	17. 口座振替 (1)電子契約サービスの利用にあたり、当金庫所定の手数料は原則として、電子署名を行った契約書に記載の返済用預金口座から引き落とすものとします。本手続については、当座勘定規定、普通預金規定に基づく小切手の呈示、普通預金通帳および同払戻請求書の提出等、契約書のなすべき手続を行うことなく引き落としのうえ支払いに充当し、本取扱によって生じた損害等はおお客様の負担とします。 (2)お客様は、電子署名を行った契約書に記載の口座振替および自動支払等に関する各条項が適用されることを承認し、前項同様に本取扱によって生じた損害等はおお客様の負担とします。	【新規追加】	①口座振替に関する条項を新設 ②手数料の引落方法の明確化 ③通帳・払戻請求書不要の特則 ④損害負担に関する合意 ⑤口座振替条項の適用の確認
18. <u>停止、解約等</u>	18. 停止、解約等 (1)お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止、署名用電子証明書を失効することができるものとします。 ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくはその他これらに類する法的整理手続の開始の申立があった場合 ②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合 ③お客様の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申立があった場合 ④前3号のほか、お客様の信用状態に著しい変化が生じたと当金庫が判断した場合 ⑤解散その他営業活動を休止した場合 ⑥お客様に相続が発生した場合 ⑦住所変更の届け出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当金庫にお客様の所在が不明となった場合 ⑧お客様が不正な取引を行ったと当金庫が判断した場合 ⑨お客様が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当金庫が判断した場合 ⑩本規約、信用金庫取引約定書その他お客様が当金庫との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合 ⑪本サービスで利用するIDの有効期限が到来した場合 ⑫前各号で定めるもののほか、当金庫が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合 (2)前項にかかわらず、本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。なお、本サービスの利用契約解約の効力は、当金庫が解約手続を完了したときに生じるものとします。 (3)お客様が本サービスを利用しなくなった場合には、当金庫に書面で解約を届け出るものとします。 (4)当金庫が第2項により解約手続を完了させて本サービスの利用契約を解約した場合、当金庫はお客様に対してその旨の通知を要しないものとします。 (5)前記各項により本サービスの利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。	【新規追加】	①利用停止・解約に関する条項を新設 ②利用停止事由の詳細な列挙(信用状態の悪化、法的整理、取引停止処分、財産への強制執行、相続発生、所在不明、不正取引、法令違反、規約違反等) ③任意解約権の規定 ④解約効力発生時期の明確化 ⑤お客様からの解約届出方法の規定 ⑥当金庫からの解約時の通知不要の規定 ⑦免責条項の規定
19. <u>免責事項</u>	19. 免責事項 次の各項の事由により本サービスおよび本サービスを経由する他商品サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が賠償責任を負う場合であっても、当金庫に故意または重過失がある場合を除き、その範囲は直接かつ通常の損害に限られるものとします。 (1)災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき (2)当金庫または当金庫利用の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、営業店備付タブレット端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき (3)当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当金庫の責によらない事由によりパスワードその他の本人確認手段や取引情報などが流出したとき (4)当金庫が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当金庫の責によらない事由が発生したとき	【新規追加】	①免責事項に関する条項を新設 ②損害賠償責任の範囲の限定(故意・重過失がある場合を除き直接かつ通常の損害に限定) ③具体的な免責事由の列挙(災害・事変、システム障害、不正アクセス、通信障害、お客様の端末障害、操作ミス、申請内容の誤り、書類提出機能の通信エラー等) ④当金庫の免責範囲の明確化

	(5)お客様の通信機器・回線・端末等に障害が発生したとき (6)お客様が、当金庫所定の操作方法以外の操作を行ったことにより障害が生じたとき (7)当金庫の責によらない事由により本サービスが利用できないとき (8)お客様の申請内容に誤りがあったときや、お客様が申請内容の速やかな変更・解約を怠ったとき (9)書類提出機能において、お客様の通信環境や端末の設定、またはファイルの破損等により、提出書類が正常に当金庫へ到達しなかったとき		
20. 反社会的勢力の排除	20. 反社会的勢力の排除 (1)お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。 ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること (2)お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。 ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為 (3)お客様が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様が本サービスの利用を継続することが不適切である場合、本サービスの利用を停止します。 (4)前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、お客様は当金庫になんらの請求を行わないことを承諾します。また、当金庫に損害が生じたときは、お客様がその責任を負うことを承諾します。	【新規追加】	①反社会的勢力の排除に関する条項を新設 ②暴力団員等の定義 ③お客様の表明保証事項の規定 ④暴力団員等との関係がないことの確約 ⑤反社会的行為の禁止 ⑥違反時の利用停止措置 ⑦違反時の損害賠償責任
21. 本サービスの変更等	21. 本サービスの変更等 当金庫は、本サービスまたは本規約の内容を、何時でも任意に変更できるものとします。その場合、変更を行う旨および変更後の規約の内容およびその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭提示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。お客様は、利用規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとします。	【新規追加】	①サービス・規約の変更に関する条項を新設 ②当金庫の任意変更権の規定 ③変更時の周知方法の明示 ④変更後の規約適用に関する合意
22. 個人情報	22. 個人情報 当金庫は、お客様が本サービスにおいて届け出た個人情報およびお客様が本サービス上に入力した個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、特定の個人を識別することができる情報）を当金庫ホームページの下記 URL に掲載されている個人情報保護宣言に基づき取り扱うものとします。 <碧海信用金庫 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）> https://www.hekishin.jp/kojinjoho/privacy.php	【新規追加】 ※現行規約には個人情報保護に関する詳細な記載がありましたが、改定版では当金庫公式ホームページのリンク URL 参照に変更	①個人情報の取扱いに関する条項を簡潔化 ②個人情報保護宣言への参照方式に変更 ③URL の明示による透明性確保 ④規約本文の簡素化
23. 本サービスの動作環境	23. 本サービスの動作環境 (1)本サービスを利用するにあたり必要となるインターネット等の利用可能な環境および SSL（TLS1.2 以上）暗号通信に対応した Web ブラウザ (2)Web ブラウザは以下のブラウザに対応しています。 ・Microsoft Edge（Chromium 版）最新版（推奨） ・Google Chrome 最新版 ・Mozilla Firefox 最新版 ・Safari 最新版 (3)PDF 閲覧ソフト（Adobe Reader を推奨） ※Web ブラウザ、PDF 閲覧ソフトはメーカーサポート対象のバージョンをご利用ください。	【新規追加】 ※現行規約では「別紙記載の動作環境」と記載	①動作環境に関する条項を独立して新設 ②必要な通信環境の明示（SSL/TLS1.0 以上） ③対応ブラウザの具体的な列挙 ④推奨ブラウザの明示 ⑤PDF 閲覧ソフトの指定 ⑥メーカーサポート対象バージョンを推奨
24. 準拠法・合意管轄	24. 準拠法・合意管轄 本規約の契約準拠法は日本法とします。本規約等に関して訴訟の必要を生じた場合には、当金庫の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。	【新規追加】	①準拠法・裁判管轄に関する条項を新設 ②準拠法を日本法と明示 ③管轄裁判所を当金庫の本店所在地を管轄する裁判所と規定
【削除】個人情報保護に関する詳細規定	【削除：現行規約の詳細な個人情報保護規定は全て削除され、新 22 条の URL 参照方式に変更】	当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および個人情報保護委員会の各ガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。 碧海信用金庫 1. 個人情報とは 本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの、または個人識別符号が含まれるものをいいます。（以下、個人情報の定義、取得・利用、正確性の確保、開示・訂正等、安全管理、委託、質問・苦情・異議申立、認定個人情報保護団体に関する詳細な規定が続く） 2. 個人情報等の取得・利用について（本文省略） 3. 個人情報の正確性の確保等について（本文省略） 4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について（本文省略） 5. 個人情報等の安全管理について（本文省略） 6. 委託について（本文省略） 7. 個人情報保護に関する質問・苦情・意義の申し立てについて 当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情等に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情・意義の申し立てにつきましては、下記の相談窓口までご連絡ください。	①規約本文の大幅な簡素化 ②詳細な個人情報保護規定を外部文書（個人情報保護宣言）へ委ねる形式に変更 ③規約の可読性向上 ④個人情報保護方針の変更容易性の確保（規約改定不要で方針変更可能に） ⑤相談窓口情報等は外部文書で管理

		【個人情報等に関する相談窓口】 営業店 碧海信用金庫 営業店 本 部 碧海信用金庫 事務統括部 住 所 〒446-8585 安城市今本町4丁目7番3号 電話番号 0566-98-5004 FAX 0566-98-9232	
		8. 当金庫が加盟する認定個人情報保護団体について 当金庫は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。 同協会の個人情報相談室では、証券業務に関する協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。	
		日本証券業協会 個人情報相談室 電話番号 03-3667-8427 ホームページ http://www.jsda.or.jp/ 制定 2005年3月30日 最終改訂 2018年1月1日	
用語説明	[用語説明]	【新規追加】	①用語説明セクションを新設 ②電子契約の基本用語を解説 ③お客様の理解促進のための情報提供 ④専門用語の平易な説明 ⑤電子署名の仕組みの説明 ⑥認証局の役割の説明 ⑦署名用PINコードの説明 ⑧技術用語の解説
	【電子署名】 電子ファイルに付与する電子的な証拠をいい、紙の契約書における署名押印と同様の意味を持つものです。電子署名を用いることにより、確かにその本人が行ったことと、データが改ざんされていないことを証明します。		
	【タイムスタンプ】 電子ファイルに付与する電子的な時刻情報をいいます。タイムスタンプが付与された時点で電子ファイルが確実に存在していて、付与した時点以降、改ざんされていないことを証明する情報となります。		
	【署名用電子証明書】 署名用電子証明書は、電子署名を行った際に電子契約書ファイルに添付されます。紙の契約書の場合において添付する印鑑登録証明書に代わるもので、電子署名済みの電子契約書ファイルに添付されており、電子署名の有効性を確認する時に使います。公開鍵暗号方式にて、お客様の公開鍵が本人に帰属していることを証明するために認証局から発行される電子的な証明書で「公開鍵証明書」ともいいます。本サービスではお客様に対して署名用電子証明書を発行します。		
	【秘密鍵】 電子署名用証明書に格納された公開鍵と紐づく暗号鍵をいいます。秘密鍵は電子署名用証明書所有者（名義人）のみが利用するもので、他人が利用できないように厳格に管理する必要があります。電子署名用証明書の秘密鍵は、電子署名に用います。電子署名用証明書およびその秘密鍵は、証明書ファイルとして本サービスに保存されます。		
	【認証局】 電子署名用証明書の発行と失効等を行う機関をいい、電子署名用証明書発行のために審査・登録を行う登録局、電子署名用証明書を発行する発行局、リポジトリ※などから構成されます。本サービスにおける認証局はセコムが運営・提供しています。当金庫は認証局であるセコムから委託を受けて登録局として電子署名用証明書発行のための審査・登録業務を担当し、セコムが発行局として電子署名用証明書の発行を行います。 ※リポジトリ 認証局の構成要素の1つで認証局の情報を公開するデータベースです。Web上に認証局の運用規定や証明書の失効情報を公開しています。		
	【署名用PINコード】 署名用電子証明書と一対になった秘密鍵を利用するための電子署名用の認証コードをいいます。契約締結の電子署名を行う際に、本サービスに保存されている署名用の暗号鍵を利用するために入力し、電子署名用証明書の認証コードと一致した場合のみ電子署名が可能となります。		
	【電子政府推奨暗号リスト】 総務省および経済産業省にて策定された推奨される暗号方式のリストをいいます。		